

長崎市農業経営発展支援事業費補助金交付要綱

長崎市告示第640号

令和4年12月27日

改正 令和5年4月21日告示第220号

(目的)

第1条 この要綱は、農業の持続的な発展を図るため、次世代を担う農業者の育成・確保に向け、新規就農者の経営開始に必要な農業機械、農業施設等（第4条において「農業機械等」という。）の支援を行うため、予算の定める範囲内において、長崎市農業経営発展支援事業費補助金（以下「経営発展支援補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青年等就農計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。
- (2) 経営開始資金 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記2に規定する就農準備資金・経営開始資金に基づき交付する経営開始資金をいう。
- (3) 家族経営協定 家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について（平成7年2月7日付け7構改B第103号構造改善局長

・農蚕園芸局長通知) の第 2 に規定する協定をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、国実施要綱で使用する用語の例による。

(交付対象者)

第 3 条 経営発展支援補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 独立・自営就農時の年齢が、50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

(2) 令和 4 年度又は令和 5 年度に、次に掲げる要件の全てを満たす独立・自営就農を行う者であること。

ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械及び農業施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷し、及び取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

カ 交付対象者が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(3) 青年等就農計画の認定を受けた者であること。

(4) 経営発展支援事業計画等（青年等就農計画に国実施要綱別記 1 別紙様式第 1 号の経営発展支援事業申請追加資料（以下単に「経営発展支援事業申請追加資料」という。）を添付したものをいう。以下同じ。

）が次に掲げる要件に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等の農業生産関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 経営発展支援事業計画等の達成が、実現可能であると見込まれる計画であること。

(5) 農業経営の全部又は一部を継承する場合は、経営発展支援事業計画等が、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の所得、売上若しくは付加価値額を10%以上増加させ、又は生産コストを10%以上減少させる計画であること。

(6) 目標地図に位置付けられた者等であること。

(7) 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

ア 国実施要綱別記3に定める雇用就農資金による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

イ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1に定める経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

(8) 農業機械及び農業施設の取得費用等について、交付対象者又は交付対象者が経営する法人が金融機関から融資を受けること。

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3第1項に規定する飼養衛生管理基準が遵守されていることについて、長崎県の確認を受けていること。

(10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニ

ティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持及び発展に向けた活動に協力する意思があること。

(11) 複数の新規就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該農業法人が次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 農業法人及び当該農業法人を構成する新規就農者が、目標地図に位置づけられた者等であること。

イ 農業法人の役員の中に令和3年度以前に農業経営を開始している農業者が含まれていないこと。

2 前項第2号に規定する独立・自営就農を行う者が農業経営を法人化している場合は、同号ア及びイ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエ中「交付対象者」とあるのは「交付対象者が経営する法人」とする。

(補助金の交付対象等)

第4条 経営発展支援補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものであって、次項各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 農業機械等の取得等（取得、改良又はリースをいう。以下同じ。）

(2) 家畜の導入

(3) 果樹及び茶の新植又は改植

(4) 農地等の造成、改良又は復旧

2 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 経営発展支援補助金以外の本市、国等の助成（融資に関する利子の助成を除く。）を受けて実施する事業でないこと。

(2) 事業に要する経費が50万円以上であること。

(3) 前項第1号の事業を実施する場合は、次に掲げる要件のいずれにも

該当していること。

ア 取得等を行う農業機械等が中古である場合（中古資材等を活用して施設を整備する場合を含む。）には、市長が適正と認める価格で取得等を行うこと。

イ 複数の事業者から見積書を徴取する等の事業費の減少に向けた取組を行うこと。

ウ 取得等を行う農業機械等は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）第1条第1項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が5年以上20年以下のものであること。ただし、取得等を行う農業機械等が中古である場合は、中古資産耐用年数（省令第3条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が2年以上のもの（法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の使用可能期間の保証があるものに限る。）であること。

エ 取得等を行う農業機械等は、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム等の農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(7) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業機械に設置するものに限る。）等の農業機械を取得等する場合であって、次の要件を全て満たすもの

a 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において、農業経営の用途以外に使用されないものであること。

b 農業経営において真に必要であること。

c 導入後の適正利用が確認できるものであること。

- (i) トイレ等の環境衛生施設、ほ場観測施設、農機具格納庫等の中継拠点施設等の農業施設を取得する場合であって、(7)に掲げる要件を全て満たし、かつ、ほ場又はほ場の近接地に設置するもの
- オ 取得等を行う農業機械等が、交付対象者の経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に寄与するものであること。
- カ 取得等を行う農業機械等は、園芸施設共済、農機具共済又は民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等へ加入する等の気象災害等による被災に備えた措置を実施すること。
- キ 取得等を行う農業機械等の納入業者、施工業者等が、農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定。以下この条において「G L」という。）において対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。
- ク 取得等を行う農業機械等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古資産耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。
- ケ 農業機械等をリースする場合の手続等については、国実施要綱別紙により行うこと。

（補助金の額）

第5条 経営発展支援補助金の交付額は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の4分の3以内の額とする。

2 補助対象経費の上限額は1,000万円（経営開始資金の交付を受けている場合は500万円）とする。

3 複数の交付対象者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該交付対象者1人につき前項に規定する額を補助対象経費の上限額とする。

4 前3項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、夫婦合わせて、前2項に定める額に1.5を乗じて得た額を補助対象経費の上限額とする。

(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(3) 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

（計画承認申請）

第6条 経営発展支援補助金の交付を受けようとする者は、経営発展支援事業計画等（変更）承認申請書（第1号様式）に経営発展支援事業計画等を添付して市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（計画の承認）

第7条 市長は、前条の規定による経営発展支援事業計画等の承認申請があった場合は、その内容を審査し、申請を行った者に対して審査の結果を農業経営発展支援事業計画等（変更）承認（不承認）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（計画の変更）

第8条 前条の規定による承認を受けた者は、経営発展支援事業計画等のうち、次の各号のいずれかに該当する事項の変更をしようとするときは、経営発展支援事業計画等を添付して、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業の内容の追加、中止又は廃止

(2) 補助金額の増減

2 前条の規定は、承認を受けた経営発展支援事業計画等を変更する場合について準用する。

(補助金の交付の申請)

第9条 経営発展支援補助金の交付の申請は、規則第22条の規定により、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、経営発展支援補助金交付申請書（第3号様式）により行うものとする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、経営発展支援事業申請追加資料とし、同項第2号の収支予算書は、長崎市農業経営発展支援事業収支予算書（決算書）（第4号様式）によるものとする。

3 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の添付書類は省略させるものとする。

4 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、長崎市農業経営発展支援事業計画等（変更）承認（不承認）通知書に記載する交付申請書提出期限とする。

5 経営発展支援補助金の申請をしようとする者は、当該申請時に補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和68年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場

合は、この限りでない。

(交付決定前着手)

第10条 交付対象者は、市長から長崎市農業経営発展支援事業計画等（変更）承認（不承認）通知書を受領したのち、やむを得ない事情により、経営発展支援補助金の交付の決定を受ける前に事業に着手する必要がある場合は、次に掲げる事項に同意の上、交付決定前着手届（第5号様式）を提出しなければならない。

- (1) 経営発展支援補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由により、既に実施した事業に係る損失等が生じた場合、これらの損失等は、交付対象者が負担すること。
- (2) 交付の決定を受けた経営発展支援補助金の交付額が、経営発展支援補助金の交付の申請額又は経営発展支援補助金の交付の申請予定額に達しない場合でも異議がないこと。
- (3) 事業の着手から経営発展支援補助金の交付の決定を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

(軽微な変更の範囲)

第11条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 経営発展支援補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた経営発展支援事業計画等に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の補助対象事業の変更であること。
- (2) 補助対象経費の2割以内の変更であって、経営発展支援補助金の額の増減を伴わないものであること。

(帳簿の整備及び保管)

第12条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、

補助対象事業に係る経費の収支の状況を明らかにする書類、帳簿等を備え、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存することとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条の規定による通知を受領した日から起算して10日を経過する日とする。

(実績報告)

第14条 実績報告は、規則第22条の規定により、規則第12条の補助事業等実績報告書に代えて、経営発展支援事業実績報告兼助成金支払請求書(第6号様式)により行うものとする

2 規則第12条に規定する期日は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過する日とする。

3 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、長崎市農業経営発展支援事業収支予算書(決算書)とする。

4 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 契約書の写し、入札等の結果に関する資料及び実績の額を証する書類(納品書、請求書、領収証等をいう。)の写し

(2) 完成写真

(3) 出来高設計書(工事の施工を伴うものに限る。)

(4) 財産管理台帳の写し

(取得財産等の管理)

第15条 交付対象者は、取得財産等(補助対象事業により取得し、又は効用の増加した規則第19条各号に掲げる財産をいう。)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理する

とともに、経営発展支援補助金の交付の目的に従い、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第19条第2号又は第3号に掲げる別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 第9条第5項ただし書の規定により経営発展支援補助金の交付の申請をした者は、規則第12条の規定による実績報告を行う際に当該補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを経営発展支援補助金の額から減額して実績報告するとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第7号様式)により報告しなければならない。ただし、規則第12条に規定する実績報告書を提出する際に仕入れに係る消費税等相当額が明らかでなく、その後確定した場合には確定後速やかに仕入れに係る消費税等相当額報告書により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく報告があった場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずることがあるものとする。

(就農状況報告)

第18条 交付対象者は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6月分(実績報告後の初回の報告にあっては、実績報告後又は就農後から初回の報告の前月までの期間分)の就農状況報

告（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

（住所等変更報告）

第 19 条 交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた計画期間内に
氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、当該変更後 1 か月以内に
住所等変更届（第 9 号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定め
る。

附 則（令和 4 年 1 2 月 2 7 日長崎市告示第 6 4 0 号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同
日までに経営発展支援補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の
規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和 年 月 日長崎市告示第 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

経営発展支援事業計画等（変更）承認申請書

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市農業経営発展支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、経営発展支援事業計画等（変更）の承認を申請します。

第2号様式（第7条、第8条関係）

年 月 日

様

長崎市長



農業経営発展支援事業計画等（変更）承認（不承認）通知書

令和 年 月 日付けで承認申請のあった経営発展支援事業計画等について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、長崎市農業経営発展支援事業費補助金交付要綱第7条（第8条第2項）の規定により通知します。

記

1 承認 ・ 不承認

2 交付申請書提出期限 年 月 日

第4号様式（第9条、第14条関係）

長崎市農業経営発展支援事業収支予算書（決算書）

○ 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
市経営発展支援補助金				
融資				
自己資金				
合 計				

○ 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	備 考
長崎市農業経営発展支援事業				
合 計				

年 月 日

交付決定前着手届

（あて先）長崎市長

住 所
氏 名

下記の補助事業について、早急に事業に着手する必要があるので、長崎市農業経営発展支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、交付決定前着手届を提出します。

記

1. 事業名	年度長崎市農業経営発展支援事業
2. 事業実施場所	
3. 事業内容	
4. 実施時期	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
5. 事前着手を必要とする理由	

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

経営発展支援事業実績報告兼助成金支払請求書

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名



長崎市経営発展支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、次のとおり実績報告を行います。

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
		円	円	円	円	
計						

年 月 日

仕入れに係る消費税等相当額報告書

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

年 月 日付けで経営発展支援補助金の交付の決定（又は額の確定）の通知のあった補助対象事業に関する仕入れに係る消費税等相当額について、次のとおり報告します。

- 1 経営発展支援補助金決定（又は確定）額
金 円
- 2 経営発展支援補助金決定（又は確定）時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3から2を減じた額）
金 円
- 5 仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳（根拠となる書類を添付すること。）

就農状況報告

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市農業経営発展支援事業費補助金交付要綱第18条の規定に基づき、就農状況報告書を提出します。

1 成果目標の取組

No.	項目		実施
1	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP認証（第三者認証）を取得する	
2	データを活用した農業を実践する		
3	農業経営を法人化する		
合計			

2 経営の全部又は一部を継承した場合の取組

目標とする取組	現状（ 年）	目標（ 年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加	（割合： %）	（割合： %）
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		

3 営農実績報告

作物・部門名		作付面積 (a) ・飼養頭数等			
合計					
農業経営の構成 (交付対象者本人・家族労働力)	氏名	年齢	交付対象者・交付対象との続柄 (法人経営にあつては役職)	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

4 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

5 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会への参加について

	参加した
	参加しなかった

参加した回数	回	
交流会の内容 (対象者、実施内容など)		

7 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について

	加入している
	加入していない

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画及び収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況及び結果並びに課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 1 作業日誌の写し (別添1)
- 2 決算書 (別添2) 及び確定申告時の青色申告決算書 (白色申告者は、収支内訳書の写し (7月の報告の際のみ添付する。))
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 (変更がない場合は、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)

別添2

決算書

			計画 a	実績 b	実績/計画 b/a
農業 収入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
	経営開始資金 (円)				
	収入計 (円) ① (資金を除く)				
収入計 (円) ② (資金を含む)					

			計画 a	実績 b	実績/計画 b/a
農業 経営 費	原材料費				
	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
支出計 (円) ③					
【参考】設備投資(内容、金額)					
農業所得計 (円) ④ = ① - ③					

住所等変更届

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市農業経営発展支援事業費補助金交付要綱第19条の規定に基づき、住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）